

生活困窮者に対する各種支援の実施状況

自治体名	荒川区
相談窓口	福祉部福祉推進課地域共生推進係
連絡先	03-3802-4402

就労準備支援事業 その他就労準備支援	<p>1 アセスメント及び支援計画 対象者毎に、課題を明らかにし就労準備支援プログラム計画書を作成しています。</p> <p>2 就労自立に向けての支援 計画書に基づき、日常生活自立、社会生活自立、就労自立に関する支援をしています。</p> <p>3 就労支援及び職場定着支援 委託事業者と連携し、状況に応じた支援をしています。</p>
居住支援事業 (シェルター事業) その他緊急支援	都区協同事業として、路上生活者を対象に緊急一時保護と就労自立を目指す「自立支援センター」を設置して一時生活支援事業を実施しています。
居住支援事業 (地域居住支援事業) その他地域居住支援	<p>1 住まいに関する相談、入居支援・見守り支援等 入居可能な物件の情報の収集や支援対象者の生活状況やニーズの把握、安否確認等を実施しています。</p> <p>2 関係機関からの相談対応 住宅関係機関や 福祉関係機関からの相談対応を実施しています。</p> <p>3 地域の居住支援ニーズの把握、必要な地域資源の開拓 地域において、社会的孤立の防止に資する活動を行う団体の開拓及び連携等を実施しています。</p>
家計改善支援事業 その他家計改善支援	<p>1 課題把握 家計収支表等を作成し、家計管理能力の向上、貸付・債務整理等のポイントを助言する支援をしています。</p> <p>2 家計再生 状況に応じて、貸付のあっせん、関係機関(法テラス等)との連携による債務整理等の支援をしています。</p> <p>3 適正家計の継続 支援終了後に再び生活困窮状態にならないよう、定期的な継続相談をしています。</p>
子どもの学習・生活支援事業 その他子どもの学習・生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの基礎的基本的な学習内容の習得と学習意欲の向上を図るために、小中学生が自由に学習できる場を提供し、個別相談や学習指導を行います。 ・任意事業ではないが、子どもの居場所づくり（子どもが集い交流する場の提供、食事の調理と提供、学習指導及び相談・進学相談等）及び子ども食堂を行う団体に対し、経費を一部補助する事業を実施しています。